

## 1 住民基本台帳制度

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方に関する事務処理の基礎となります。

住民票の写しの交付などにより、住民の方の居住状況を証明しています。

外国人の方も住民基本台帳制度の対象となるので、以下の方については、住所の届出が必要となります。

住民票の作成の対象となる方

- 中長期在留者（在留カードをお持ちの方）
- 特別永住者
- 一時庇護の許可又は仮滞在の許可を受けている方
- 出生又は日本国籍喪失による経過滞在の方

## 2 住所の届出

## 2 - 1 新規の上陸の許可を受けて日本に入国した場合

在留カードが交付された方（後日交付となった方を含む。）は、住所を定めた日から14日以内に、在留カード（後日交付となった方はパスポート）をお持ちになってお住まいの市町村において転入の届出をする必要があります。

御家族と一緒に日本で暮らす方については、御家族の関係（続柄）を証明する文書（本国の政府などの公的機関が発行したもので、婚姻証明書、出生証明書など）が必要となります。

## 2 - 2 引越しをする場合

別の市町村へ引越しをするときは、現在お住まいの市町村の窓口であらかじめ転出の届出をする必要があります。その後、新たにお住まいになる市町村の窓口で、住所を定めてから14日以内に転入の届出をする必要があります。

同じ市町村の中で住所を変更する場合は、お住まいの市町村の窓口で転居をした日から14日以内に転居の届出が必要です。

日本を出国して海外で暮らす場合は、原則としてお住まいの市町村の窓口であらかじめ転出の届出をする必要があります。

### 3 マイナンバー（個人番号）制度

#### 3 - 1 マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、日本国内に住所のあるすべての人に一人一つの番号（「マイナンバー」）が付与され、社会保障、税、災害対策の分野において、複数の役所にある個人情報の特特定確認が確実・迅速にできるようになり、行政手続の効率化、住民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する制度です。

マイナンバーは、主に年金や子育ての手当、医療サービスなどを受けるとき、海外へ送金するとき、また海外からの送金を受け取るとき、銀行口座を開設するときなどに提供します。

マイナンバーを提供するときは、（A）その番号が本当にあなたの番号なのか、（B）あなたがパスポートなど顔写真つき証明書の人と本当に同じ人なのか、の確認が必要です。

#### 3 - 2 マイナンバーカード

##### （1）マイナンバーカードとは

「マイナンバーカード」は、プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真が、裏面にマイナンバーが表示され、無料で交付されます。



【おもて面】



【うら面】

マイナンバーカードは、3 - 1（A）と（B）の確認ができる公的な身分証明書で、大変便利です。また、所得税の申告をオンラインで行ったり、様々な行政サービスの電子申請に利用したりすることができます。また、市町村によっては、図書館利用などのサービスに利用でき、コンビニエンスストアで居住地を示す証明書などをとることができます。

## (2) マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請は、パソコン、スマートフォン、郵便、まちなかの身分証明用写真の撮影機、お住まいの地域の役所（一部除く）からできます。あなたがデジタルカメラやスマートフォンで撮った写真を使うこともできます。

顔写真は、直近6ヶ月以内に撮影した、正面撮影、帽子なし、背景なしのものに限ります。

### パソコンによる申請

デジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

### スマートフォンによる申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

### 郵便による申請

マイナンバーカードの交付申請書にご本人の顔写真を貼り、送付用封筒に入れて郵便ポストへ

### まちなかの身分証明用写真の撮影機からの申請

撮影機で写真を撮影し、その画面からオンラインで申請

お住まいの地域の役所（一部除く）

申請方法と申請の流れについて詳しくはこちら

マイナンバーカード総合サイト：マイナンバーカード交付申請（英語ページ）  
（中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・スペイン語・ポルトガル語でも対応）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/en-kofushinse/>



## (3) マイナンバーカードの受取方法

申請から約1か月後に、市町村からのはがきがお自宅に届きます。

必要な持ち物をお持ちになり、市町村からのはがきに記載された期限までに、必ずご本人がお越しください（本人確認のため）。交付場所は、はがきに記載されています。

交付窓口でご本人であることを確かめたうえ、暗証番号を設定して頂くことにより、カードが受け取れます。

マイナンバーカードの受け取りについて詳しくはこちら

マイナンバーカード総合サイト：マイナンバーカードの受け取り（英語ページ）  
（中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・スペイン語・ポルトガル語でも対応）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/en-uketori/>



### 3 - 3 マイナンバーカードの取扱いに関する注意点

マイナンバーカード（通知カードを含みます。）に記載されている氏名、住所などに変更があった場合は、お住まいの市町村に届け出てください。

#### ワンポイント



#### マイナンバーカードの有効期間

- 20歳以上：交付されてから10回目の誕生日
- 20歳未満：交付されてから5回目の誕生日
- 在留期間のある方：在留期間の満了日まで

在留期間が更新されたら、マイナンバーカードの有効期間も更新してください。

なお、在留期間の更新手続などの間に当該在留期間の満了日に達してしまう場合には、特例期間として満了日後も最大2か月間在留することができますが、マイナンバーカードの有効期間は自動変更されないため、マイナンバーカードの有効期間内にお住まいの市町村の窓口でマイナンバーカードの有効期間を更新してください。

### 3 - 4 その他

マイナンバーについての詳しいことは、以下のホームページをご覧ください。

マイナンバー制度について

マイナンバー制度（社会保障・番号制度）ホームページ

「外国人住民の方へ」

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/foreigners/index.html>



マイナンバーカードについて

マイナンバーカード総合サイト：英語ページ（中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・スペイン語・ポルトガル語でも対応）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/en/>



## 4 出生届

日本で子供が生まれた場合には、生まれた日から14日以内に父又は母が出生の届出をする必要があります。届出は、子供の出生地又は届出人の所在地にある市町村の窓口へ提出してください。

父母がともに外国籍の場合、出生届が受理されると、子供が生まれた日から60日間は、在留資格を有することなく住民票が作成されます。子供が生まれた日から60日を超えて日本に滞在しようとする場合は、子供が生まれた日から30日以内に最寄の地方出入国在留管理官署において、在留資格の取得申請をする必要があります。

なお、子供が生まれた日から60日を経過して在留資格を取得していない場合は、住民票が削除され、国民健康保険や児童手当などの行政サービスを受けることができないことがあります。

### 4 - 1 出生の届出に必要なもの

- 出生証明書
- その他必要となるものについては、届出をする市町村にお問合せください。

### 4 - 2 その他の手続

父又は母の国籍国への出生届出が必要です。詳しい手続については、父又は母の国籍国の駐日大使館・（総）領事館にお問合せください。

また、生まれたお子さんのパスポートも、あわせて取得してください。

## 5 婚姻届

日本人と外国人又は外国人同士が日本で婚姻しようとするときは、市町村の窓口  
に婚姻の届出をし、両者に婚姻の要件が備わっていると認められ、届出が受理され  
ると、婚姻が成立します（「日本方式の婚姻」といいます。）。

### 5 - 1 婚姻の届出に必要なもの

外国人が、日本方式の婚姻を成立させるためには、その人の本国の法律が定めて  
いる婚姻の成立要件（婚姻できる年齢に達していること、独身であることなど）を  
満たしていることが必要です。

その証明のため、日本人については戸籍謄本を、外国人については婚姻要件具備  
証明書を提出してもらいます。

婚姻要件具備証明書は、婚姻をしようとする外国人の本国の駐日大使館・（総）  
領事館で手続きをして取得できます。なお、国によっては、これらの証明書を発行し  
ていない場合もあります。その場合には、これに代わる書類を提出することになり  
ます。

また、婚姻要件具備証明書など外国語で書かれている書類を提出するときは、そ  
のすべてに日本語の訳文を付けていただく必要があります。その訳文には、翻訳し  
た人の名前を記入してください。翻訳する人について特に制限はないので、翻訳す  
るのは、ご本人でもけっこうです。

### 5 - 2 その他

日本で成立した婚姻は日本では有効ですが、その婚姻が外国人の方の本国でも有効  
な婚姻であるかについては、駐日大使館・（総）領事館にお問合せください。

## 6 死亡届

外国人の方が日本国内で死亡したときは、死亡の事実を知った日から7日以内に、  
親族、同居人などが、死亡した人の死亡地、届出人の所在地の市町村の窓口で死亡の  
届出をしてください。

### 6 - 1 死亡の届出に必要なもの

死亡診断書又は死体検案書

その他必要となるものについては、届出をする市町村にお問合せください。

## 6 - 2 その他

亡くなった外国人の方の在留カードを出入国在留管理庁長官に返納する必要があります。

送付先は、

〒135-0064

東京都江東区青海 2 - 7 - 11 東京港湾合同庁舎 9 階  
東京出入国在留管理局おだいば分室

## 7 印鑑登録

日本では、サインの代わりとして、本人の氏名などが刻まれたハンコ（印鑑）が日常的に使われています。特に不動産の売買契約など重要な場面においては、市町村に登録されたハンコ（印鑑）が必要となることがあります。この市町村にハンコ（印鑑）に登録する手続を印鑑登録といい、印鑑登録されたハンコ（印鑑）は実印と呼ばれます。

### 7 - 1 印鑑登録の手続

印鑑登録の手続は、お住まいの市町村によりますが、必要なものは、およそ次のとおりです。

- 印鑑登録申請書
- 登録しようとするハンコ（印鑑）
- 印鑑登録申請される方の本人確認書類（マイナンバーカード、在留カード、運転免許など）

詳しいことは、お住まいの市町村にお問合せください。

印鑑登録の手続が終了すると、印鑑登録証が交付されるので、大切に保管してください。

### 7 - 2 印鑑登録証明書

実印を使用するとき、その実印が印鑑登録されたものであることを証明するものが、印鑑登録証明書です。

印鑑登録証明書の交付を受けたいときは、本人又は代理人が印鑑登録証などを市町村の窓口に掲示して申請します。

また、市町村によっては、コンビニエンスストアでマイナンバーカードを用いて申請し、交付を受けることもできます。